

東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表 (有毒ガス防護対策)

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
1	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P18	固定源及び可動源の調査において、東海発電所の扱いを再確認し、敷地を共有しているのであればその旨説明すること。	一部敷地を共有している東海発電所においては、敷地内に有毒化学物質がないことを確認しており、その旨資料に記載し、東海発電所の扱いについて明確化を図った。(No.27と同様)	G-1-002(改2)p3, 5, 34 別紙4-7-1 p9 G-1-010(改1)p7, 9, 38, 166	2022/8/30
2	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	—	最新プラントの女川2号炉の記載と比較し記載が不十分な部分があるため、確認し記載の充実化を検討すること。(例:p31の薬品の記載や、p33の評価対象外とした有毒化学物質の記載等。)	女川2号炉の記載を参考に記載の充実化を図った。また、まとめ資料について女川2号炉との比較表を作成し、記載の充実化を図った。	G-1-001(改1) G-1-002(改1) G-1-010(改0)	2022/7/19
3	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P14	固定源特定フローでボンベ等に保管されている場合調査対象外とするところを、p16で敷地外のアンモニアでボンベで調査対象としている理由を説明すること。	ボンベ保管されている敷地外アンモニアについて調査対象としていることについて別紙4-7-1に記載した。	G-1-002(改1) 別紙4-7-1 p128	2022/7/19
4	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P14, 18	調査対象として選定した論拠を説明すること。(ガンリンや硫化水素が選ばれた理由についても同様に。)	敷地外固定源の特定フローについて明確化を図った。	G-1-001(改1)p14 G-1-002(改1)p4	2022/7/19
5	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	—	気象条件のインプットとして、東海第二発電所の地表データだけでなく、最寄りの水戸気象台のデータも確認し、大きな齟齬がないことを説明すること。	最寄りの気象官署(水戸地方気象台)で観測されたデータについて確認を行った。(No.26と同様)	G-1-002(改2) 別紙9 p4~8 G-1-010(改1)p222~226	2022/8/30
6	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P23	表7の最大方位という記載を実態の評価に合わせる形に記載を検討すること。また、敷地外の評価は発生源毎に確認できるように図の示し方を検討すること。	敷地内外固定源の隣接方位を含めた評価結果を記載するとともに、敷地外固定源の図について位置の明確化を図った。	G-1-001(改2)p23~25	2022/8/30
7	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	—	調査対象外の表で隣接する事業所などがどれかわかるように説明すること。	ヒアリングにてご説明する。	—	2022/7/19
8	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P20	有毒ガス防護判断基準値でメタノール、ガンリン、硫化水素について、具体的に何に基づき防護判断基準を設定しているのか説明すること。	比較表の差異理由に、有毒ガス防護判断基準値設定の考え方フローに沿って設定した考え方を記載し、文献にて設定したものについてヒアリングにてご説明する。	—	2022/7/19
9	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P23	有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が1に足して際どいものがあるので、表で除外したロジック・選定の考え方について説明すること。	No.4と同様	No.4と同様	2022/7/19
10	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P35	開示情報で堰の情報が得られなかった時に堰があるものとして考え、その面積を東海第二の敷地内のアンモニア溶融炉の堰から推定する妥当性を説明すること。	堰面積については、保守的な結果となる条件(堰設定なし)を設定する。なお、開示情報が得られなかった一部の堰面積については、実態調査を行い、調査で情報が得られた場合は、その値を設定して評価を行う。(No.37と同様)	G-1-002(改2) p35, 43~48, 52, 55 G-1-010(改1)p39, 47~52, 56, 58	2022/8/30
11	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P201	TBPを使用する際に使う有機溶媒が表のどこに該当するか説明すること。	確認しヒアリングにてご説明する。	—	2022/7/19
12	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P325, P326	p325の第1表では搬入量とp324の輸送量の違いを説明すること。	整合性を図るため、「搬入量」を「輸送量」に訂正した。	G-1-002(改1)別紙4-9 p2	2022/7/19
13	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P255, P256	固定源の整理で対象外としたものについて、その根拠を説明すること。	No.4と同様	No.4と同様	2022/7/19
14	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P356	第3表で最小投影面積において、一番厳しい条件を使用していることがわかるようにデータを纏めて説明すること。	最小投影面積の設定について、一番厳しい条件であることについて明確化を図った。	G-1-002(改1) 別紙10-2 p15, 16	2022/7/19
15	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P394	短時間放出の場合の計算式が適切か確認し説明すること。	計算式を適切に修正し、気象指針に基づく式である旨を記載した。	G-1-002(改2) 別紙10-2 p26, 51~54 G-1-010(改1)p256, 271~273	2022/8/30

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況
16	2022/6/15	G-1-005	改0	有毒ガス防護について_比較表	P25	運転・対処要員が体制上のどの要員で、その対象がその要員でいい理由を説明すること。(ガイドの運転・指示要員等が東海第二ではどの要員に該当するか。)	G-1-002(改1) 別紙12-1 p2, 3	2022/7/19
17	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表	p3/14, p5/14	「3.1.2 調達に係る組織」にて委託等実績の記載を検討すること。(p5/14の「3.4.1 供給者の技術的評価」, 「3.4.2 供給者の選定」, 「3.4.3 調達管理」についても同様に)	G-1-007(改1)p3/15, 6/15	2022/10/13
18	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表	p3/14	3.設計活動に係る品質管理の実績において、先行との差異理由で保安規定の施行前は不適切であり、法律の施行改正前等の記載の適正化を検討すること。	G-1-007(改1)p3/15, 5/15	2022/10/13
19	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表	p4/14	3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法において、品管規則に照らして設計開発レビューについての記載の不要か再検討すること。	G-1-007(改3) p3/15, 4/15, 7/15	2022/10/27
20	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表	p7/14	4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証では適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職の者, 3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証では当該業務を直接実施した原設計者以外の者となるが、品管規則に照らして適正化を検討すること。	G-1-007(改1)p4/15, 8/15	2022/10/13
21	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について	p37	消防法で抽出したものが毒物及び劇物取締法を包含しているか説明すること。	No. 34と同様	2022/8/30
22	2022/7/19	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p27	第3.1.3-1図, 第3.1.3-2図で③とか①とか複数を含めて記載しているの、p25とp26の第3.1.3-2表の放出源がそれぞれ独立しているなら別に分けることを検討すること。また、塩酸等同事業所で保有量が違う場合は③-1, ③-2, ③-3のように記載分けを検討すること。	G-1-002(改2)p20~24 G-1-010(改1)p24~28	2022/8/30
23	2022/7/19	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p188	屋内開閉所の位置がわかる図を追加すること。	G-1-002(改2) 別紙4-7-1 p14 G-1-010(改1)p171	2022/8/30
24	2022/7/19	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p216	調査対象整理について「×」及び「○」を付ける考え方を整理し説明すること。	—	2022/8/30
25	2022/7/19	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p296	固定源整理表の液化石油ガスで開示情報に基づき容器に保管されているのか推定なのか整理し、表では開示情報に基づいた記載にすること。	G-1-002(改2) 別紙4-7-1 p83, 87, 89, 90, 94, 122~130	2022/8/30

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
26	2022/7/19	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p361	有毒ガス防護対策で用いるF分布検定の妥当性について説明すること。	水戸地方気象台において観測された気象データ（2005年4月～2006年3月）について、2018年9月26日に原子炉設置変更許可を受けた東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）にて確認している統計年（1994年4月～2005年3月）でF分布検定を実施し、棄却された項目がないことを確認した。	G-1-002(改2)別紙9 p4～8 G-1-010(改1)p222～226	2022/8/30
27	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p7	東海発電所の有毒化学物質がないことの説明の追記を検討すること。	東海発電所の敷地はその大半を東海第二発電所の敷地に囲まれていることを踏まえ、東海発電所の敷地内の有毒化学物質も東海第二発電所の敷地内にあるものとして評価を実施した。また、東海発電所にある有毒化学物質については整理表に追記した。	G-1-002(改2)p3, 5, 34 別紙4-7-1 p9 G-1-010(改1)p7, 9, 38, 166	2022/8/30
28	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p10	高周波溶融炉について、設置許可上の扱い（廃棄物処理系の何に該当）を説明すること。	高周波溶融炉について、設置許可上の扱いを記載するとともに設備名の適正化を図った。	G-1-002(改2)p8, 15 別紙2 p12 G-1-010(改1)p12, 19, 115	2022/8/30
29	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p21	地域防災計画及びガス事業法の調査結果について記載を検討すること。	地域防災計画及びガス事業法の調査結果を追記した。	G-1-002(改2)p18 G-1-010(改1)p22	2022/8/30
30	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p23	第3.1.3-1表 敷地外固定源の調査結果について、有効数字2桁で切り捨てではなく、開示された数値を記載すること。また、防液堤の記載も充実化すること。	敷地外固定源の調査結果については、開示された情報に基づき記載するとともに、表の充実化を図った。	G-1-002(改2)p20～21 G-1-010(改1)p24～25	2022/8/30
31	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p23	第3.1.3-1表について、論点や開示情報又は推定した情報化などサマリを記載し、全体が把握できるように充実化すること。また、ガイドに基づき33個の放出源を中心とした評価点を見た方位に隣接を足し込んだ3方位の図も追記すること。	No.30と同様に表の充実化を図った。また、図については放出源を中心として評価点を隣接方位の固定源を確認できる図とした。	G-1-002(改2)p20～21 別紙15 p21～30 G-1-010(改1)p24～25, 321～332	2022/8/30
32	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p29	曝露と暴露が混在しており、出典元の関係で合わせることはできないかもしれないが、整合できるなら検討すること。また、LC <sub>50</sub> 値（マウス）が…とLC <sub>50</sub> 値（マウス）…と「が」が入っていたりいなかったりするので適正化すること。	文献等に基づき整合を図るとともに、記載の適正化を図った。	G-1-002(改2)p27～33 別紙1 p16～22 G-1-010(改1)p31～37, 80～86	2022/8/30
33	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p103	女川はIDLH値で東二IDLHでは「値」が付いていないが、ガイドは「値」が付いているので確認し、適正化すること。	ガイドに合わせて、記載の適正化を図った。	G-1-002(改2)別紙2 p1～2 G-1-010(改1)p105	2022/8/30
34	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p37	消防法で抽出したものが毒物及び劇物取締法を包含しているか説明すること。	消防法第9条の3にて、毒物及び劇物取締法に規定する毒物は、規定された数量以上のものはあらかじめ届出することが規定されており、アンモニア及び塩酸については、毒物及び劇物取締法に規定されているため、包含されていることを確認した。	—	2022/8/30
35	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p37	開示情報が得られないものについて、堰があるものとする妥当性や保守性について説明すること。また、堰の設定方法の妥当性や保守性についても説明すること。	開示情報が得られなかった薬品濃度及び堰面積については、保守的な結果となる条件（薬品濃度100%、堰設定なし）を設定する。なお、開示情報が得られなかった一部の薬品濃度及び堰面積については、実態調査を行い、調査で情報が得られた場合は、その値を設定して評価を行う。	G-1-002(改2)p35, 43～48 G-1-010(改1)p39, 47～52	2022/8/30

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
36	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p37	ガソリンについて堰にクレジットをとることの妥当性か、考え方を示すこと。	—	2022/8/30	
37	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p38	薬品濃度の設定の考え方（同様の設定をしている他プラントと東二の考え方の整合性も踏まえて）について充実化すること。また、有毒ガス濃度を評価する時の温度について設定の妥当性を説明すること。	G-1-002(改2) p35, 43~48, 52, 55, 58, 59 G-1-010(改1)p39, 47~ 52, 56, 58, 60, 61	2022/8/30	
38	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p114	※4の差異理由の記載について、何が開示請求と同じ情報がHPから得られたのか記載すること。	G-1-002(改2) 別紙3 p2 G-1-010(改1) p117	2022/8/30	
39	2022/7/29	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p277	中央制御室に常駐をしている情報班1名について、役割等追記を検討すること。	情報班のうち中央制御室に常駐する1名の要員が行う役割について、記載を追記した。	G-1-002(改2) p440, 441, 446	2022/8/30
40	2022/7/29	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p282	要員の名称について、現状同じ要員が別名称となっていたりわかりにくいため、記載を工夫すること。	要員の名称を整理し、記載の適正化を図った。	G-1-002(改2) p439, 440, 441, 444, 445, 446 G-1-010(改1) p276, 277, 278, 281, 282, 283	2022/8/30
41	2022/7/29	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p66	有毒ガス濃度の防護判断基準値に対する和が1を下回るとあるが、ガイドの記載に合わせた適正化を検討すること。	ガイドの記載に合わせ「和が1より小さい」とし、記載の適正化を図った。	G-1-002(改2) p69 G-1-010(改1) p68	2022/8/30
42	2022/7/29	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p430	立会人等が資料間で記載方法が統一されていないので整合すること。また、別紙11-1のタイトルも資料の内容に合わせて適正化を検討すること。	「立会人等」としていた記載を「発電所員」に統一し、資料間での整合を図った。また、(別紙11-1)については、敷地内に受け入れた可動源からの有毒ガスの発生を検出するための体制及び必要な箇所への連絡等の記載を充実化した。	G-1-002(改2) p437, 438 G-1-010(改1) p274, 275	2022/8/30
43	2022/7/29	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p432	可動源からの有毒ガスの防護(別紙11-2)及び終息に係る措置(別紙11-3)とに分かれていた資料を統合しました。(別紙11-3は別紙11-2に取り込まれたことから、別紙11-3は削除)	可動源からの有毒ガスの防護(別紙11-2)及び終息に係る措置(別紙11-3)とに分かれていた資料を統合しました。(別紙11-3は別紙11-2に取り込まれたことから、別紙11-3は削除)	G-1-002(改2) p439~443 G-1-010(改1) p276~280	2022/8/30
44	2022/8/30	G-1-011	改0	敷地外固定源の再評価状況説明	p1	敷地外固定源で再調査の結果、使用していないことがわかり評価対象から除外するなら、そのエビデンスを示すこと。	再調査で、現在、固定源を使用していないことが判明したが、消防法に基づく廃止の届出がなされていないことなどから、今後、固定源を使用しないことについては不確実であるため、当該固定源は全量1時間で放出するとして評価する。なお、その場合でも評価結果は1より小さい。	—	2022/9/14
45	2022/8/30	G-1-011	改0	敷地外固定源の再評価状況説明	p1	ガソリン⑩等の開示情報で堰があるものを対象に、解析条件、環境温度、蒸発率、物性値等を整理して説明すること。	東海第二の特有の物質であるガソリンのうち、堰を考慮するガソリン⑩について、解析条件、物性値等について整理して記載した。	G-1-002(改3) p562~568 (別紙15 p83~89) G-1-010(改2) p396~402	2022/9/30
46	2022/8/30	G-1-001	改2	申請の概要	P23	3方位合算した記載にしているが、女川を参考に精緻に記載を検討すること	3方位合算した記載方法について、それぞれの中心方位毎に結果を記載した。	G-1-001(改3)p23~25	2022/9/14

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
47	2022/8/30	G-1-001	改2	申請の概要	p41, p46	p40では名称でHCFC-123, p46では薬品タンク名がHCFC-123になっているので適切か確認すること。	「薬品名称」に記載の適正化を図った。	G-1-001(改3)p41, 46	2022/9/14
48	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	p23	「中央制御室から半径10km以内及び近傍」の「以内」の記載が適切か確認すること。	ガイドに基づき、中央制御室から半径10km以内にある敷地内固定源を調査対象としているため、「以内」は削除し、「中央制御室から半径10km近傍には、多量の有毒化学物質を保有する化学工場がないことを確認している。」に記載の適正化を図った。 ⇒ガイドでは「原子炉制御室から半径10km遠方であっても、原子炉制御室から半径10km近傍に立地する化学工場において多量に保有されている有毒化学物質は対象とする。」とされており、確認結果として、「中央制御室から半径10kmより遠方ではあるが、その近傍には、多量の有毒化学物質を保有する化学工場がないことを確認している。」を記載した。	G-1-002(改3) p25 (本文 p20) G-1-010(改2) p23	2022/9/30 一部回答 今後回答
49	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	p29	発生源からみた評価方位の図で、放出源毎に評価点をみた方位の絵を作成すること。	発生源毎に評価点を見た方位図では方位線と重なってしまう場合もあるため、方位角にて記載した。	G-1-002(改3) p500 (別紙15 p21) G-1-010(改2) p331	2022/9/30
50	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	—	有毒ガスの影響を軽減することに期待する防液提について、保守管理及び運用管理を具体的にどうようなことをするのか資料を追加すること。	防液提の保守管理及び運用管理について記載した。	G-1-002(改3) p364 (別紙7 p3) G-1-010(改2) p213	2022/9/30
51	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	p135	敷地外固定源のアンモニアの資料で、溶融炉アンモニアタンクの説明について記載の充実化を検討すること。	溶融炉アンモニアタンクが雑固体減容処理設備のどこに位置するかについて記載の充実化を図った。	G-1-002(改3) p136, 137 (別紙2 p12, 13) G-1-010(改2) p115, 116	2022/9/30
52	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	p270	※3の記載の意図がわかりにくいので、記載を適正化すること。	※3について「消防法に基づく届出情報から貯蔵方法の情報が得られなかったものの、液化石油ガスは高圧ガスであり、高圧ガス保安法に定める容器（ボンベ等）に保管されているため調査対象外とした。」に記載の適正化を図った。	G-1-002(改2) p271, 275, 277, 278, 282, 310~318 (別紙4-7-1 p83, 87, 89, 90, 94, 122~130)	2022/9/30
53	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	p339	ガス事業法から抽出されたのが1社であることがわかるように記載を修正すること。また、開放空間で人体への影響がないので除外している考え方を追記すること。（本文の記載を引用する形で、ガス事業法で全部あたって最終的に除外したことがわかるように）	ガス事業法から抽出された固定源について保有するのは1社であることを記載した。また、抽出された固定源のLNG及びLPGは開放空間での人体への影響がない旨を記載した。	G-1-002(改3) p24 (本文 p19) G-1-010(改2) p22	2022/9/30
54	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	p339	F分布検定で、東二と水戸地方気象台で同じ期間で棄却数が3個程度の期間があるか確認すること。	原子炉設置変更許可時点（2018年9月26日）の至近10年（2008年4月～2018年3月）の観測データと比較し、特に異常な年ではないことを確認し、その旨を記載した。	G-1-002(改3) p377~386 (別紙9 p1~10) G-1-010(改2) p225~240	2022/9/30
55	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	p437	第1図の担当室を担当室Mへの修正を検討すること。発電所員も発電所員（担当室員）が正確なので適正化を検討すること。また、可動源が直接くるわけではなく、担当室から発注があって可動源がくるのでその旨わかるように工夫すること。	第1図の記載を適正化し、「担当室M」から事業者に連絡し納入日時を定めた上で、可動源の発電所敷地内への入構対応を行う体制とすることを記載した。	G-1-002(改3) p445, 446 (別紙11-1 p1, 2) G-1-010(改2) p283, 284	2022/9/30
56	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	p449	第3表の酸素ボンベの配備数量で中央制御室（運転員）が8名となっているが、場所と要員名を分ける等、適正化をすること。	第3表の構成を変更し、配備場所と対象とする要員の整理を適正化して記載した。	G-1-002(改3) p457 (別紙12-1 p6) G-1-010(改2) p296	2022/9/30
57	2022/8/30	G-1-010	改1	有毒ガス防護について_比較表	p41	D0とDH20の記号の意味が正確か確認すること。また、DH20の圧力PVの記載についても確認すること。	記載の適正化を図った。	G-1-002(改3) p43 (本文 p38) G-1-010(改2) p41	2022/9/30
58	2022/8/30	G-1-010	改1	有毒ガス防護について_比較表	p282	要員の名称については、再度女川を参考に適正化すること。	要員の名称の記載について、適正化を図った。	G-1-002(改3) p453 (別紙12-1 p2) G-1-010(改2) p291	2022/9/30

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
59	2022/8/30	G-1-010	改1	有毒ガス防護について_比較表	p25	敷地外固定源について、再調査を実施しているのであれば、その旨を記載すること。	届出情報から情報が得られなかったものの扱い及び再調査を実施した項目について記載した。	G-1-002(改3) p24, 25 (本文 p19, 20) G-1-010(改2) p23	2022/9/30
60	2022/9/14	G-1-011	改1	敷地外固定源の再評価状況説明	p1	堰について、届出情報だと記載はないが、本来、法令上堰の設置要求があることがわかるようにまとめ資料に記載すること。	法令等の要求事項に基づき、まとめ資料に記載した。	G-1-002(改3) p41, 362~369 (本文 p36) (別紙7 p1~8) G-1-010(改2) p39, 212~217	2022/9/30
61	2022/9/14	G-1-011	改1	敷地外固定源の再評価状況説明	p1	タンクが破損した時に、中のものが全量流出した時に堰内で全量内包でき、堰から溢れることはなく、今の堰面積以上にならないため、今の堰面積を考慮すれば問題ないということをまとめ資料に記載すること。	No. 60同様	G-1-002(改3) p41, 367~369 (本文 p36) (別紙7 p6~8) G-1-010(改2) p39, 216~217	2022/9/30
62	2022/9/14	G-1-011	改1	敷地外固定源の再評価状況説明	p1	ガソリン13の貯蔵量は「一」でなく、届出情報の記載が正確な表現のため適正化すること。	記載の適正化を図った。	G-1-011(改2) p1	2022/9/30
63	2022/9/14	G-1-011	改1	敷地外固定源の再評価状況説明	p1	再調査で見直したものの(塩酸④-1, ④-2, 硝酸④, メタノール④)について、今はそうでも将来的に変更になる可能性があるため、そういった状況をどのように把握し対応するのかまとめ資料に記載すること。	今後、新たな有毒化学物質の有無を確認し、固定源または可動源に見直しがあった場合の対応について記載した。	G-1-002(改3) p8, 9 (本文 p3, 4) G-1-010(改2) p7	2022/9/30
64	2022/9/14	G-1-001	改3	申請の概要	p40	「表13評価対象外とした有毒化学物質」の「名称」は他と整合させて「薬品名称」が適切なので適正化すること。	記載の適正化を図った。	—	2022/9/16
65	2022/9/14	G-1-001	改3	申請の概要	p23	硫化水素⑩と塩化水素⑪について、蒸発率、物性値、モル質量についてどの値を使ったのか説明すること。また、ガソリン⑬についても評価条件を纏めてまとめ資料に記載すること。	硫化水素⑩、塩化水素⑪及びガソリン⑬の評価方法についてまとめ資料に記載した。	G-1-002(改3) p45, 46, 562~568 (本文 p40, 41) (別紙15 p83~89) G-1-010(改2) p44, 396~402	2022/9/30
66	2022/9/30	G-1-002	改3	有毒ガス防護について	p8, 9	「発電所の文章に定め」ではなく、保安規定等で実施する等の明確に記載を検討すること。また、定期的に評価を実施する表現の中に入っていて、下部規定で実施しているのであれば保安規定等に基づくといった紐付けがされる表現を検討すること。			今後回答
67	2022/9/30	G-1-002	改3	有毒ガス防護について	p12	3.1.1敷地内固定源の記載で解説-4の考え方となっているが、ガイドの3.1の解説4と記載しないと何の解説かわからないので適正化すること。(他も同様なので全体的に適正化)			今後回答
68	2022/9/30	G-1-002	改3	有毒ガス防護について	p42	蒸発率Eと蒸発率補正E <sub>c</sub> の単位を記載すること。			今後回答
69	2022/9/30	G-1-002	改3	有毒ガス防護について	p43	分圧Paにしたのであれば分圧でなく、大気圧が圧力が適切と思うので確認すること。(同様の記載がp176, p564にもあるので、それぞれ記載が違うので統一すること。)			今後回答
70	2022/9/30	G-1-002	改3	有毒ガス防護について	p49	表のタイトルで「中央制御室」となっているが正確には「中央制御室の外気取入口」のため、正確に記載すること。(緊急時対策所も同様)			今後回答
71	2022/9/30	G-1-002	改3	有毒ガス防護について	p49	蒸発率等になっているが、等ではなく蒸発率と放出率であることがわかるように記載を工夫すること。			今後回答
72	2022/9/30	G-1-002	改3	有毒ガス防護について	p50	着目方位※8ではなく、「発生源から評価点を見た方位」か「評価点から発生源を見た方位」の2つしかないないので、表を充実化すること。			今後回答
73	2022/9/30	G-1-002	改3	有毒ガス防護について	p59	固定源による有毒ガス濃度の重ね合わせ結果の表で、外部の固定源の隣接方位も含んだ3方位はどの方位の合算かわかるようにすること。			今後回答

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
74	2022/9/30	G-1-002	改3	有毒ガス防護について	p296	第2表の運転員の※1（運転中と停止中で要員の人数が変わる）を付ける必要があるか検討すること。		今後回答	
75	2022/9/30	G-1-002	改3	有毒ガス防護について	p385, p386	風配図や風速階級を参考資料にするとともに、P386の4.を纏めの内容として1994年～2005年で異常年でないことを確認し、2008から2018年の至近10年で検定をやっても問題なかった旨がわかるように記載を充実化すること。P377の最初の説明も同様に記載の充実化すること。		今後回答	
76	2022/9/30	G-1-002	改3	有毒ガス防護について	p50, p53	インベントリとか蒸発率を放出源毎に纏めた比較表で放出率や蒸発率の算定で濃度や比の条件に温度を追加すること。		今後回答	
77	2022/9/30	G-1-002	改3	有毒ガス防護について	p564	「蒸発率補正Ec」を「補正後の蒸発率」とか記載を適正化すること。		今後回答	
78	2022/9/30	G-1-002	改3	有毒ガス防護について	p565	実気象は19.8℃だが、評価では保守的に25℃に設定している理由を充実化すること。		今後回答	
79	2022/9/30	G-1-002	改3	有毒ガス防護について	p566	モル質量の出典が記載なく、唐突に軽いものが使用されているので記載を充実化すること。		今後回答	
80	2022/9/30	G-1-002	改3	有毒ガス防護について	p566	第2図のガソリンの分圧曲線の縦軸が0で分圧が読めないなので温度に対して読めるようにメッシュを適正化すること。（他もグラフも同様に。）		今後回答	
81	2022/9/30	G-1-010	改2	有毒ガス防護について_比較表	p353	蒸発率を使用しないものは $\chi/Q$ で計算するので $\chi/Q$ の基本情報は必要のため、蒸発率 $\times \chi/Q$ の積の97%のグラフを付けること。		今後回答	
82	2022/9/30	G-1-010	改2	有毒ガス防護について_比較表	p213	敷地内のアンモニアタンクについて、同じ堰に苛性ソーダタンクが設置されているが、そのタンクが同時に全量漏えいしても堰から溢れないことを記載すること。		今後回答	
83	2022/10/13	G-1-007	改1	添付書類十一_比較表	p4/15	(2) 設計のアウトプットに対する検証で、なお書きが2つ続くがこの記載が適切か検討すること。	1 つ目のなお書きは、上段の検証と並列の話であり、「なお、」を削除する。	G-1-007(改2)p4/15	2022/10/18
84	2022/10/18	G-1-007	改2	添付書類十一_比較表	p5/15, p6/15	レビューと設計開発レビューの使い分けとかわかるような形にするとともに、レビューと審査が混在しているため統一を検討すること。	3.2のレビューの定義を削除し、設計開発レビューは設計開発レビューと記載(4.2.2も同様)することで、設計開発レビューと審査を明確にした。	G-1-007(改3) p3/15, 4/15, 7/15	2022/10/27
85	2022/10/27	G-1-003	改3	添付書類十一	p5	「各段階における体系的な審査として設計開発レビューを実施する」といった品管規則と本文十一と整合を図る必要がないか検討すること。	「設計の各段階における審査として、体系的な審査である設計開発レビューを実施する。」を記載し、品管規則と本文十一号との整合を図った。	G-1-003(改4) p5	今回回答
86	2022/10/27	G-1-003	改3	添付書類十一	p5	添付書類十一では「設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する」とあるが、本文十一では各組織の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させるとなっており、整合を図る必要がないか検討すること。	「当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する組織の代表者及び当該設備の設計に関する専門家を参加させて実施する。」を記載し、品管規則と本文十一号との整合を図った。	G-1-003(改4) p5	今回回答
87	2022/10/18	G-1-007	改3	添付書類十一_比較表	p4/15	「3.3.2設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプットとなっているが、何のアウトプットかわからないので、設計のアウトプットが設計のインプットの形に修正を検討すること。	「「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」における設計のアウトプットが…」とし、設計のアウトプットであることを記載した。	G-1-007(改4) p4/16	今回回答
88	2022/10/18	G-1-007	改3	添付書類十一_比較表	p8/15	(4) 設計のアウトプットに対する検証の最後の文章で「なお、この検証は当該設計開発を行った要員以外の者を実施させる。」とあるが、なおが必要か検討すること。	上段の検証と並列の話であり、「なお、」を削除した。	G-1-007(改4) p8/16	今回回答
89	2022/10/18	G-1-007	改3	添付書類十一_比較表	—	設計変更のプロセスについて、実績があれば記載を検討すること。	「3.3.3 設計における変更」に設計変更の実績を記載した。	G-1-007(改4) p5/16	今回回答